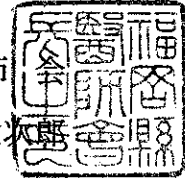


福県医発第 224 号 (地)

平成15年4月25日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原 敬 次



「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条
及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律施行規則の一部を
改正する省令の施行等について」の送付について

標記の件につきまして、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、
お知らせいたします。

本件は、医療に関する知識、技能の修得を目的として入国する外国医師又は
外国歯科医師の臨床修練について、医師法第17条及び歯科医師法第17条の
特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令が本年4月1日から施行さ
れることとなりました。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員に周知方よろしくお
願いいたします。

なお、改正の要点は下記のとおりであります。

記

1. 臨床修練に使用する言語として、従来の「日本語又は英語」に加えて新た
に中国語、フランス語、ロシア語、スペイン語、ドイツ語が認められた。
2. 臨床修練に使用する言語については、当該臨床修練の指導医又は指導歯科
医においても、臨床修練の指導監督に支障のない程度に理解し使用する能力
を有することが要件として加えられた。

日医発第46号(法4)
平成15年4月16日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会

会 長 坪 井 栄 孝

厚生労働省通知「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る
医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行等について」の送付の件

医療に関する知識、技能の修得を目的としてわが国に入国する外国医師又は外国歯科医師の臨床修練につき、このたび標記の法律施行規則が一部改正され、厚生労働省医政局長から本職あてに周知方の依頼がありました。写しをお送りいたしますので、貴会管下会員に対しても、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

なお、改正の要点は下記のとおりであります。

記

- 1 臨床修練に使用する言語として、従来の「日本語又は英語」に加えて、新たに中国語、フランス語、ロシア語、スペイン語及びドイツ語が認められたこと。
- 2 臨床修練に使用する言語については、当該臨床修練の指導医又は指導歯科医においても、臨床修練の指導監督に支障のない程度に理解し使用する能力を有することが要件として加えられたこと。

医政発第0331019号の2
平成15年3月31日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条
及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律施行規則の一部を
改正する省令の施行等について

標記について、別添のとおり、各都道府県知事あてに通知いたしましたので、
貴職におかれましても、当該通知の内容について了知いただきますとともに、会
員各位に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条
及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律施行規則の一部を
改正する省令の施行等について

医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国医師又は外国歯科医師が厚生労働大臣の許可を受けて行う臨床修練については、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第66号。以下「改正省令」という。）が本年3月31日付けで別紙のとおり公布され、同年4月1日から施行されることとなったところであり、また、臨床修練制度の運用及び審査期間の見直しを併せて行うこととしたところである。改正省令の趣旨、内容等は、下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

第1 改正省令等の趣旨

- 1 改正省令の趣旨は、平成14年10月11日に構造改革特別区域推進本部において決定された「構造改革特区推進のためのプログラム」を踏まえ、外国人医師受入れの枠組みの拡大を図るため、臨床修練の許可基準について緩和すること。
- 2 臨床修練制度の運用において、医療に関する知識及び技能の修得に加え、これに付随して行う教授を目的として入国する外国医師又は外国歯科医師に対しても、臨床修練の許可を与えることとしたこと。
- 3 臨床修練制度の審査期間を見直し、臨床修練の許可及び臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医の認定の標準処理期間を短縮することとしたこと。

第2 改正省令の内容

- 1 臨床修練の語学能力に関する許可基準については、臨床修練を行うのに支障のない程度に日本語又は英語を理解し、使用する能力を有することとされているところであるが、今般、新たに中国語、フランス語、ロシア語、スペイン語及びドイツ語についても同様の取扱いとすることとしたこと。
- 2 臨床修練を行うのに支障のない程度に外国語を理解し、使用する能力を有す

ることにより、臨床修練の語学能力に関する許可基準に適合する者にあつては、当該外国語について、臨床修練を実地に指導監督するのに支障のない程度に理解し、使用する能力を有する者をその臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医としなければならないこととしたこと。

- 3 臨床修練指導医又は臨床修練指導歯科医の語学能力に関する認定基準については、臨床修練を実地に指導監督するのに支障のない程度に英語を理解し、使用する能力を有することとされているところであるが、今般、新たに中国語、フランス語、ロシア語、スペイン語及びドイツ語についても同様の取扱いとすることとしたこと。

- 4 次の臨床修練許可申請書等の様式について、別紙 1 から別紙 5 までのとおり変更することとしたこと。

- ・臨床修練許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 1
- ・臨床修練許可証書換え交付申請書・・・・・・・・別紙 2
- ・臨床修練指導医（臨床修練指導歯科医）認定申請書・・・・・・・・別紙 3
- ・臨床修練指導医（臨床修練指導歯科医）認定証・・・・・・・・別紙 4
- ・臨床修練指導医（臨床修練指導歯科医）認定証書換え交付申請書・・別紙 5

- 5 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第 17 条及び歯科医師法第 17 条の特例等に関する法律施行規則（昭和 62 年厚生省令第 47 号）第 4 条第 2 項第 7 号の規定について、所要の見直しを行うこととしたこと。

第 3 「行政手続法の施行に伴う審査基準等の設定について」の一部改正

「行政手続法の施行に伴う審査基準等の設定について」（平成 6 年 10 月 31 日健政発第 782 号）の別添 2 の別表第 9 中「3 月」を「2 月」に改める。

様式第一号 (第四条関係)

写真
photo収入印紙欄
revenue stamp

※許可番号

※許可年月日

臨床修練許可申請書
APPLICATION FOR PERMISSION FOR ADVANCED CLINICAL TRAINING

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律第3条第1項に基づき、関係書類を添えて臨床修練の許可を申請します。

Under the provisions of Article 3, Paragraph 1 of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners' Act, Article 17 and the Dental Practitioners' Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners or Foreign Dental Practitioners, I hereby apply for permission for advanced clinical training, and submit the necessary documents.

国籍 Nationality	出生地 Place of Birth		
日本における居住地 Present Address in Japan	c/o 方		
電話番号 TEL No.	()		
氏名 Name	(原語) (in Original Letters)		
	(ローマ字) (in Roman Letters)		
	(Last)	(First)	(Middle)
	(カタカナ) (in Japanese Katakana)		
性 別 Sex		男 Male	女 Female
生年月日 Date of Birth		年 Year	月 日 Month Day
理解し、使用する能力を有する外国語 Foreign Languages which You can understand and use			
外国医師(歯科医師)資格 Foreign Licence of Medical Practitioner (Dental Practitioner)	資格を取得した外国の国名 Country where the Licence is obtained	資格の名称 Name of the Licence (原語) (in Original Letters)	
	資格を取得した年月日 Date when the Licence is obtained	(カタカナ) (in Japanese Katakana)	

厚生労働大臣 殿
To: Minister of Health, Labour and Welfare

(Date) 年 月 日
Year Month Day

署名

Signature

(注 意) 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(Remarks) Use the paper of Japan Industry Size A4.

2 ※印の欄には、記入しないこと。

Column with ※sign is for official use only

3 該当する不動文字を○で囲むこと。

Encircle the fixed letters

4 黒ボールペンをを用い、かい書又はブロック体ではつきり記入すること。

Write clearly in block letters with ball-point pen

5 収入印紙には、消印をしないこと。

Don't cancel the revenue stamp

様式第三号 (第七条関係)

※許可番号		※書換交付年月日	
-------	--	----------	--

臨床修練許可証書換え交付申請書

APPLICATION FOR REWRITING CERTIFICATE OF PERMISSION OF ADVANCED CLINICAL TRAINING

許可番号 Permit No.		許可年月日 Date of Permit	年 Year	月 Month	日 Day
--------------------	--	-------------------------	-----------	------------	----------

変更を生じた事項

Items to change

	変 更 前 before Change	変 更 後 after Change
国 籍 Nationality		
氏 名 Name (原語) (in Original Letters)		
(ローマ字) (in Roman Letters)	(Last) (First) (Middle)	(Last) (First) (Middle)
(カタカナ) (in Japanese Katakana)	(Last) (First) (Middle)	(Last) (First) (Middle)
理解し、使用する能力 を有する外国語 Foreign Languages which You can understand and use		
変更の事由 Reason for Change		

上記により、関係書類を添えて臨床修練許可証の書換え交付を申請します。

As mentioned above, I hereby apply for rewriting the Certificate of Permission of Advanced Clinical Training, and submit the necessary documents.

日本における居住地 Present Address in Japan	c/o	方
電 話 番 号 Tel. No.	()	
氏 名 Name	(原語) (in original Letters)	
	(ローマ字) (in Roman Letters) (Last) (First) (Middle)	
	(カタカナ) (in Japanese Katakana) (Last) (First) (Middle)	
生 年 月 日 Date of Birth	年 Year	月 Month 日 Day

厚生労働大臣

To: Minister of Health, Labour and Welfare

(Date)

年
Year月
Month日
Day

殿

様式第五号（第十条関係）

* 認定番号		* 認定年月日	
--------	--	---------	--

臨床修練指導医（臨床修練指導歯科医）認定申請書

外国医師（外国歯科医師）の臨床修練を指導したいので、関係書類を添えて外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律第8条第1項の規定による臨床修練指導医（臨床修練指導歯科医）としての認定を申請します。

平成 年 月 日

本 籍 (国 籍)	都 道 府 県
--------------	---------

住 所	都道府県	市 郡 区	町 村 番	番地号
-----	------	-------	-------	-----

電 話 番 号	()
---------	--------------------------

ふりがな	(氏)	(名)	印		
氏 名				性 別	男 女

生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
---------	----------------------	-------------

理解し、使用する能力を有する外国語	
-------------------	--

医 師（歯科医師） 免 許 番 号	
----------------------	--

厚生労働大臣 殿

- （注意）
1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
 2. *印の欄には、記入しないこと。
 3. 該当する不動文字を○で囲むこと。
 4. 黒ボールペンを用い、かい書ではつきり記入すること。
 5. 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

様式第六号（第十一条関係）

臨床修練指導医（臨床修練指導歯科医）認定番号

臨床修練指導医（臨床修練指導歯科医）認定証

CERTIFICATE OF CLINICAL INSTRUCTOR

本籍地都道府県名（国籍） _____

医師（歯科医師）

Medical Doctor (Dentist)

氏 名	
Name	

昭和

平成 年 月 日生

(Date of Birth)

Year Month Day

理解し、使用する能力を有する外国語	

上記の者は、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等に関する法律（昭和62年法律第29号）により認定された臨床修練指導医（臨床修練指導歯科医）であることを証明する。

This is to certify that the person mentioned above is authorized as clinical instructor under the provision of the Law concerning the Exceptional Cases of the Medical Practitioners Act, Article 17, and the Dental Practitioners Act, Article 17, on the Advanced Clinical Training of Foreign Medical Practitioners or Foreign Dental Practitioners.

平成 年 月 日
(Date) Year Month Day

厚生労働大臣

Minister of Health, Labour and Welfare

印

* 認定番号	* 書換交付年月日
--------	-----------

臨床修練指導医（臨床修練指導歯科医）認定証書換え交付申請書

認定番号	認定年月日	年 月 日
------	-------	--

変更を生じた事項

	変 更 前	変 更 後
本籍（国籍）	都 道 府 県	都 道 府 県
ふ り が な 氏 名	（氏） （名）	（氏） （名）
理解し、使用する能力を有する外国語		

変更の事由

上記により、関係書類を添えて臨床修練指導医（臨床修練指導歯科医）認定証の書換え交付を申請します。

平成 年 月 日

住 所	都道府県	市 郡	区 町 村	番	番地号
電話番号	()				
ふりがな	（氏） （名）				
氏 名					
生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日				
医 師（歯科医師） 免 許 番 号					

厚生労働大臣

殿

財団法人分県森林整備センター

地山の掘削作業主任者技能講習
はい作業主任者技能講習

小型移動式クレーン運転技能講習

フォークリフト運転技能講習

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習

玉置技能講習

第四十七号の表社団法人沖縄産業開発青年協会の項中「フォークリフト運転技能講習」を

「小型移動式クレーン運転技能講習」

「ガス溶接技能講習」

「フォークリフト運転技能講習」

「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習」

に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十六号

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律(昭和六十二年法律第二十九号)第三条第一項及び同条第二項第四号の規定に基づき、及び同法を実施するため、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

厚生労働大臣 坂口 力

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第七号中「目が見えない者、耳が聞こえない者、口がきけない者、精神病者」を「視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害」に改める。

第五条中「法第三条第二項第四号」の下に「法第八条第二号において引用する場合を含む。」を加え、「英語」を「中国語、フランス語、ロシア語、英語、スペイン語又はドイツ語」に改め、同条に次の一項を加える。

2 臨床修練の許可を受けようとする者に係る前項の外国語については、指導監督を受けようとする臨床修練指導医等が臨床修練を实地に指導監督するのに支障のない程度に理解し、使用する能力を有するものでなければならぬ。

様式第一号中

生 年 月 日 Date of Birth	生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day	年 月 日 Year Month Day
--------------------------	--------------------------	-------------------------	-------------------------

生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
--------------------------	-------------------------

理解し、使用する能力を有する外国語
Foreign languages which
You can understand and
use

に改める。

様式第二号中

氏 名 Name (原語) (in Original Letters)	氏 名 Name (ローマ字) (in Roman Letters)	氏 名 Name (カタカナ) (in Japanese Katakana)
(Last) (First) (Middle)	(Last) (First) (Middle)	(Last) (First) (Middle)

氏 名 Name (原語) (in Original Letters)	氏 名 Name (ローマ字) (in Roman Letters)	氏 名 Name (カタカナ) (in Japanese Katakana)
(Last) (First) (Middle)	(Last) (First) (Middle)	(Last) (First) (Middle)

に改める。

(Last) (First) (Middle)	(Last) (First) (Middle)	(Last) (First) (Middle)
-------------------------	-------------------------	-------------------------

様式第三号中

生 年 月 日 Date of Birth	生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day	年 月 日 Year Month Day
--------------------------	--------------------------	-------------------------	-------------------------

生 年 月 日 Date of Birth	年 月 日 Year Month Day
--------------------------	-------------------------

理解し、使用する能力を有する外国語

に改める。

昭和 年 月 日生		昭和 年 月 日生	
(Date of Birth)		(Date of Birth)	
理解し、使用する能力を有する外国語		理解し、使用する能力を有する外国語	

月 日生
Month Day

理解し、使用する能力を有する外国語

氏 名

ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏 名				

ふりがな	(氏)	(名)	(氏)	(名)
氏 名				

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第六条の規定により交付された臨床修練許可証及び旧規則第十一条の規定により交付された臨床修練指導医認定証等は、この省令の施行の日において、それぞれこの省令による改正後のこれらの規定により交付されたものとみなす。

○厚生労働省令第六十七号

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第十六条の規定に基づき、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

厚生労働大臣 坂口 力

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令

歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「受験願書又は履歴書は、それぞれ」を「受験願書は」に改め、「又は様式第五号」を削る。

第十四条中「様式第六号」を「様式第五号」に改める。
様式第四号を次のように改める。

様式第四号（様式第五号）

歯科技工士試験受験願書

収入印紙
(消印しないこと。)

ふりがな	氏 名	性 別	男 女	受 験 番 号	※
生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	本 籍 (国籍)	(新道府県)	受 験 地
現 住 所	市 町 区				
通 信 所	郵便番号 ()				
受 験 資格	資格該当項目				
法第 14 条	第 1 号 該当	第 2 号 該当	第 3 号 該当	第 4 号 該当	※ 歯科医師国家試験を受験することができるときである旨を証する書類
送 達 先	電話番号 () (内線)				

上記により、歯科技工士試験を受験したいので申し込めます。

平成 年 月 日

氏 名 印

備考

- ※印欄には、記入しないこと。
- 該当する不動文字を○で囲むこと。
- 照写用紙（コピー用紙）を用い、かき書きはつきり記入すること。
- 卒業証明書については、学校・養成所の長の発行に係るものであること。
- ※の書類については、①大学等卒業証明書、②実地修練終了証明書、③厚生労働大臣による歯科医師国家試験の長の発行に係るものであること、④⑤についてはそれぞれ学校・実地修練実施施設の長の発行に係るものであること。
- 氏名については、記名用印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。